

令和 2 年 8 月 5 日

国土交通省

道路法第 32 条第 1 項に基づく道路の占用の許可の家賃支援給付金の審査実務における
取扱いについて
(ガイドライン)

1. 国土交通省は、道路法第 32 条第 1 項に基づく道路の占用の許可を所管する行政機関である。
2. 1) 自ら道路を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その道路の使用及び収益を継続的に行うこと（工事等のために道路を一時的に占有するなど、特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な土地の使用等を除く）を目的とした道路法第 32 条第 1 項に基づく道路の占用の許可については、以下の全ての要件を含むため、令和 2 年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。
（※道路の全部を転賃している者は、給付の対象とならない。一方で、道路の一部を転賃し、その他を直接占有している者は、直接占有している部分について給付の対象となる。）
 - ① 道路管理者は、申請者に対し、管理する区域内の道路について、占有することを認めていること。
 - ② 申請者は、道路管理者に対し、道路の占有の対価として占用料を支払う債務を負っていること。
 - ③ 申請者は道路管理者に対し、占有許可の期間満了時に現状に回復し、返還する義務を負っていること。
2. 2) 上記 2. 1) の占有許可に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第 5 条の定める「賃料等」に相当する金額は以下の金額とする。

・道路占有許可書に記載された「占用料」の月額相当分の額。ただし、条例等に基づき占用料が減免された場合は減免後の占用料の月額相当の額。
3. 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記 2. 1) の占有許可であると判断し、別紙宣誓書を道路占有許可書に添付の上、上記 2. 2) の金額を用いて給付申請することができる。

- ① 添付書類として提出される書面に、以下の文言を含み、当該道路を所管する道路管理者の印が付されていること（電子申請による場合は、公印省略）。

【書面名称：道路占用許可書】

【法律名称：道路法】

- ② 占用料の支払いを証する書面が添付されていること（領収証、通帳の写し等）。

以上